政令

タクシー業務適正化特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年十二月十六日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百八十八号

タクシー業務適正化特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第六項及び第五十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

タクシー業務適正化特別措置法施行令（昭和四十五年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「東京地域」の下に「、横浜地域」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（施行前にされた登録の申請に関する経過措置）

2　この政令の施行前にされたタクシー業務適正化特別措置法第五条の規定による申請であって、この政令の施行の際、登録又はその拒否の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

国土交通大臣　前原　誠司
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

日本年金機構法施行令をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年十二月十六日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百八十九号

日本年金機構法施行令

内閣は、日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第三十八条第九項及び第十項並びに第五十四条並びに附則第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条、第十四条並びに第三十六条第三項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（年金個人情報の保護に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定の適用についての技術的読替え）

第一条　日本年金機構法（以下「法」という。）第三十八条第九項の規定による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第一項第一号	第三条第二項	日本年金機構法第三十八条第二項
第三十六条第二項	前項	日本年金機構法第三十八条第九項の規定により読み替えて適用する前項
第三十七条第二項	前条第二項	日本年金機構法第三十八条第九項の規定により読み替えて適用する前条第二項
第四十六条	第十条	第三条、第八条から第十条まで

（年金個人情報の保護に係る独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の規定の適用についての技術的読替え）

第二条　法第三十八条第十項の規定による独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第一項第一号	第三条第二項	日本年金機構法第三十八条第二項
第三十六条第二項	前項	日本年金機構法第三十八条第十項の規定により読み替えて適用する前項
第三十七条第二項	前条第二項	日本年金機構法第三十八条第十項の規定により読み替えて適用する前条第二項

（他の法令の準用）

第三条　次の法令の規定については、日本年金機構（以下「機構」という。）を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一　司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第六十八条第一項

二　土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第六十三条第一項

三　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十三条

四　不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十六条及び第百十五条から第百十七条まで（これらの規定を船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第三十五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）

五　不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第一項第六号（同令別表の七十三の項に係る部分に限る。）及び第二項並びに第十六条第四項、第十七条第二項、第十八条第四項及び第十九条第二項（これらの規定を船舶登記令第三十五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）

六　船舶登記令第十三条第一項第五号（同令別表一の三十二の項に係る部分に限る。）及び第二項並びに第二十七条第一項第四号（同令別表二の二十二の項に係る部分に限る。）及び第二項